

平成 24 年度 交流協会奨学金留学生（国内採用）募集要項

財団法人交流協会は、台湾からの外国人留学生の中から、国内採用による平成 24 年度交流協会奨学金留学生を下記により募集する。

記

1. 応募者の資格及び条件

(1) 対象：申請時に外国人留学生（注 1）として在籍（注 2）し、平成 24 年 4 月 1 日現在において、次に掲げるいずれかの要件に該当する（見込みのある）台湾からの外国人留学生。

- ① 大学院の修士課程に正規生（注 3）として進学する者及び在籍する者。
- ② 大学院の専門職学位課程に正規生として進学する者及び在籍する者。
- ③ 大学院の博士課程（注 4）に正規生として進学する者及び在籍する者。

(注 1) 「外国人留学生」とは、日本の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定別表第一に定める在留資格「留学」を有するものに限る）を言う。

(注 2) 研究生等の身分で非正規課程に在籍する外国人留学生を含む。

(注 3) 「正規生」には、研究生、研修生、専攻生、科目等履修生及び聴講生等を含まない。

(注 4) 博士課程が前期 2 年と後期 3 年の課程に区分されている場合は、前期 2 年の課程は、修士課程として取り扱う。

(2) 国籍・地域：台湾籍を有する日本在住の者。（申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。）

(3) 年齢：1977 年 4 月 2 日以降に出生した者。

(4) 健康：心身ともに大学における学業に支障がない者。

(5) その他：次に掲げる者については、特別の事情がない限り採用しない。

ア. 他の奨学金等を支給される者。

イ. 留年者。

2. 奨学金支給期間

平成 24 年 4 月から、原則として、進学または在学する修士、博士または専門職学位課程の学位取得に必要な期間（標準修業年限）とする。（ただし、5 年一貫制の大学院にあっては、前期課程及び後期課程に区分して取り扱う。）

(注) 奨学金留学生として修士課程修了後、博士課程に進学し、引き続き奨学金を希望する場合は、新たに国内採用に申請して、合格する必要がある。

3. 奨学金等

- (1) 奨学金：152,000 円（修士課程及び専門職学位課程）、153,000 円（博士課程）の月額基本額に加え、特定の地域で修学・研究する者に対して、月額 2,000 円又は 3,000 円を加算して支給する（なお、支給額が変更となる場合がある）。
- (2) 授業料：大学院における授業料として納付した額を本人の申請に基づき一定の範囲内で支給する。（平成 23 年度実績：年額 535,800 円以内）
- (3) 帰国旅費：奨学金支給期間終了後所定の期日までに帰国する留学生に対しては、本人の申請に基づき日本の各国際空港—台北または高雄間のエコノミークラスの航空券を支給する。

（注） 帰国の際の保険料は自己負担とする。

4. 選考

交流協会において、申請書等提出書類による書類審査により、採用者を決定する。

なお、選考結果については、平成 24 年 3 月上旬（予定）に全応募者に対し文書で通知する。電話等による問い合わせには一切応じない。

5. 応募手続

応募者は、下記の書類（正本及び写し）を交流協会総務部奨学金担当（宛先は本要項末尾に記載）に平成 23 年 10 月 28 日（金）（当日消印有効）までに郵送にて提出する。直接来訪による受付は行なわない。提出書類は原則として一切返却しない。

- | | (正本) | (写し) |
|---|------|------|
| (1) 申請書（所定の用紙による。4 頁） | 1 部 | 1 部 |
| (2) 以下の要領で、日本における研究の研究計画書を作成すること。 | 1 部 | 1 部 |
| 〈レポートの様式〉 | | |
| 言語：日本語又は英語 | | |
| 字数：4,000 字程度を標準とする。（英文の場合はこれに相当する分量） | | |
| 書式：横書き、手書き／ワープロ等ともに可。 | | |
| 用紙：A4 | | |
| 〈レポートの内容〉 | | |
| 氏名、出身大学名又は研究所名、日本での研究テーマ、研究の目的（先行研究の中での位置付け及び貢献度）、研究の方法（できるだけ具体的に書くこと）、参考文献一覧 | | |
| (3) 写真（最近 6 か月以内に撮影したもの。4. 5 × 3. 5 cm、上半身・正面・脱帽、裏面に氏名を記入し申請書正本に貼付） | 1 枚 | |
| (4) 最終出身大学（学士号取得校）発行の全学年成績証明書。
<u>大学院修了者については、上記証明書に加えて、最終出身大学院発行の全学年成績証明書も提出すること。</u> | 1 部 | 1 部 |

	(正本)	(写し)
(5) 現在在学している大学または大学院の全学年成績証明書。	1部	1部
(6) 指導教員の推薦状(所定の用紙・親展書とすること。)	1部	
(7) 現在在学している大学の在学証明書(最近3か月以内に発行されたもの。)	1部	
(8) 健康診断書(最近7か月以内に受診した大学の保健管理センター等で発行のもので可。所定の書式は医療機関等で新たに健康診断を受診する場合に用いること。) ※注1	1部	
(9) 最終出身大学(学士号取得校)発行の卒業証明書。 ※注2 <u>大学院修了者については、上記証明書に加えて、最終出身大学院発行の卒業証明書も提出すること。 ※注2</u>	1部	
(10) 来年4月に大学院正規課程に進学する予定の者は、合格通知書の写し(応募時点で提出不可能な者は、その旨と提出可能時期を記載した[様式自由]を提出するとともに、入手後直ちに追加提出すること。)		1部
(11) 誓約書(所定の用紙による)	1部	
(12) 登録原票記載事項証明書(市役所等で発行のもので、最近3か月以内に取得した在留資格「留学」が明記されているもの。コピー不可)	1部	
(13) パスポートのコピー。白黒で可。		1部
(14) 選考結果通知用封筒(長形3号封筒に80円切手を貼付け、表に結果通知の宛先住所を記入したもの)	1通	

(注1) 現在の大学への入学時期等の都合で、大学の保健管理センター等での受診結果の発行が締切までに間に合わない場合、その旨と提出可能時期を記載した書類[様式自由]を提出するとともに、入手後直ちに追加提出すること。

(注2) 学位記・卒業証書のコピー等であっても、大学の公印又は鋼印等が押されていて、大学側が内容を証明していることがわかるものであれば、正本として受理する。(公印又は鋼印等のコピーは認めない。)

(注3) 上記申請書が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しない。

(注4) 上記申請書提出後、記載事項に変更が生じた場合には、随時申し出ること。

(注5) 上記書類及び申請書添付の論文摘要以外の資料(履歴書等)を添付しても、審査資料としては取り扱わないものとする。

6. 注意事項

- (1) この要項に記載してある事項について不明な箇所、又はこれ以外で疑問があれば、交流協会総務部奨学金担当に照会すること。
- (2) 次の場合には、奨学金の支給を取りやめることがある。
 - ① 申請事項に虚偽が発見されたとき。
 - ② 交流協会理事長への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 大学において懲戒処分を受けたとき、若しくは標準修業年限内の修了が不可能と判断されたとき。(専門教育における学業成績不良、停学の場合等)
 - ④ 在留資格「留学」が他の在留資格に変更になったとき。

- (3) 「3. 奨学金等」の奨学金及び授業料支給額については、平成 23 年度実績を示したものであり、支給額が変更となる場合がある。
- (4) 交流協会から支給される額を超えて必要となる授業料等については、自己の責任において支弁すること。

【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として当協会で安全に管理し、奨学金留学生の選考手続き及び採用者への奨学金支給業務のほか、帰国後のフォローアップに関する業務のためにのみ使用いたします。

業務に必要な範囲で選考委員、大学、奨学団体及び金融機関に情報を提供しますが、その際には個人情報の保護の徹底に努めます。

以 上

【本件担当・送付先】

〒 106-0032 東京都港区六本木 3-16-33 青葉六本木ビル 7 階

電 話 03 (5573) 2600 (内線 14) FAX 03(5573)2601

E-mail:kutani@koryu.or.jp

財団法人 交 流 協 会 総務部 奨学金 担当